

## 小田原市水道料金審議会 会議録

会議名	第7回小田原市水道料金審議会	
日時	平成28年3月29日(火)午後3時00分～午後4時30分	
場所	水道局 第2・第3会議室	
次第	1 答申書(案)について 2 その他	
資料	資料1 答申書(案)	
出席者	審議会	茂庭会長、向山副会長、川辺委員、関野委員、川口委員、上村委員、川瀬委員、畠山委員、田淵委員
	事務局 (市)	局長、副局長、営業課長、給水課長、工務課長、水質管理課長、営業課副課長、給水課副課長、総務係長、経理係長、計画係長2名、営業課担当者2名
傍聴者	0人	

営業課副課長

委員の皆様、本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第7回小田原市水道料金審議会を開会させていただきますが、開会の前に事務局から事務連絡をさせていただきます。

第6回の会議録の確認につきまして、皆様のご協力をいただき、最終版を皆様へお送りさせていただきました。また、ホームページにもすでに掲載しておりますので、ご承知おきください。

それでは、茂庭会長に議事進行をお願いいたします。

茂庭会長

それでは、ただ今から、第7回小田原市水道料金審議会を開会いたします。

なお、本日の審議会は、委員の総数の2分の1以上の出席がございますので、小田原市水道料金審議会規則第5条第2項の開催要件を満たしていることを報告いたします。

また、本審議会は、小田原市情報公開条例によりまして、公開となりますので、ご承知おきください。

傍聴希望者は、いらっしゃいますか。

営業課長

ただ今のところ、傍聴希望者はいらっしゃいません。

茂庭会長

それでは、お手元にお配りしている次第により進めさせていただきますが、議題に入る前に、事務局にて資料の確認をお願いいたします。

営業課副課長

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前にお送りさせていただきました、資料1 答申書(案)でございます。

お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら、ご用意いたしますので、お申し出ください。

以上でございます。

茂庭会長

それでは、議題に入りますが、前回までの審議内容を確認しておきたいと思っております。

前々回、前回は、「料金体系の設定」を審議してまいりましたが、まず、前々回、平均改定率24%の料金シミュレーションの提示を受けました。そこでの議論として、使用水量別の改定率において、家庭用20立方メートルの使用水量の改定率が50%を超えているので、これを50%以下になるように調整しようということになりました。

そして、前回、平均改定率24%のまま、家庭用20立方メートルの使用水量を50%以下にしたシミュレーションの提示を受けまし

た。しかし、家庭用 20 立方メートルは、50%以下になりましたが、49%台、また、家庭用の平均使用水量である 40 立方メートルでも 40%を超えており、依然として高い改定率となっていました。

そこで、財政目標を最下限まで見たときに、改定率をどこまで下げられるか、というシミュレーションで、平均改定率を 20.84%として使用水量別の改定率もすべて 40%以下になることを確認し、審議会としては、平均改定率を 20.84%で決定する、ということになり、水量区画別の単価についても前回提示を受けたシミュレーションのとおりということになりました。

ここまでよろしいでしょうか。

そこで次に、審議会のとりまとめである答申書の作成になります。

答申書の案については、前回の資料「答申の骨子(案)」に基づいた資料を事前送付していただいていますので、これを基に今回は検討していきたいと思います。

それでは、この(案)につきまして、事務局より説明をお願いします。

営業課主任

それでは私から、答申書案についてご説明いたします。

お手元の資料 1 答申書(案)をご覧ください。まずは、この答申書案の全体の構成をご確認いただきたいと思います。

1 ページをお開きください。「はじめに」として小田原市水道事業の概要や前回、平成 7 年の料金改定以降の経緯等について記載しております。

次に、2 ページと 3 ページが「答申事項」でございます。この答申書のまとめとなる部分で、料金改定率や改定時期、料金表の案などを記載しております。

次に、4 ページをお開きください。ここからが「審議経過」でございます。先ほどの答申事項に至る経緯として、これまでご審議いただいた内容について、順番にまとめております。

次に、10 ページをお開きください。ここからが「付帯意見」でございます。これは、先ほどの答申事項に加えて、付帯意見として盛り込むべきと思われる内容について、これまでの審議内容等を参考に記載したものでございます。付帯意見については、後ほど十分にご審議をいただいた上で、記載する内容の追加や削除、修正などについてご検討いただきたいと思います。

なお、この答申書案については、箇条書きの形となっておりますが、最終的な答申書は文章の形となります。今回は、要点となる部分を箇条書きにしてお示したもので、まずはその内容について十分にご審議いただきたいと思います。その上で、今回いただいたご意見を反映して、事務局のほうで表現を整えて文章の形にしたものを、最終的な答申書の案として作成したいと考えております。

それでは、1ページの「はじめに」から読み上げさせていただきますので、1ページにお戻りください。

はじめに

- ・小田原市水道事業は昭和 11 年の給水開始以来、5 期にわたる拡張事業を実施してきた。
- ・現在、水道普及率 96%を超え、平成 26 年度末の給水人口は 17 万 6,658 人、平成 26 年度の一日平均配水量は 5 万 9,818 m<sup>3</sup>となっている。
- ・人口減少、節水機器の普及、節水意識の向上等により使用水量は減少傾向にあり、水道料金収入は減少の一途をたどっている。
- ・平成 20 年度に「おだわら水道ビジョン」を策定し、翌年度には小田原市水道料金審議会を設置し、平成 7 年以降据え置かれている水道料金の改定について審議した。その結果、水道料金の値上げはやむを得ず、平均 18%の引上げが妥当であるとする答申があったが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による社会経済情勢の悪化を考慮し、料金改定を見合わせた。
- ・平成 7 年以降、料金を据え置きながら事業運営を継続するため、委託化の推進などによる経営合理化に努め、人件費などの経常経費を削減してきた。
- ・今後も水需要の増加が見込めない中で、水道施設の耐震化や更新などへの多額の投資が不可避となっている。
- ・小田原市水道料金審議会では、平成 26 年度改定の「おだわら水道ビジョン」に基づき、水道事業の現状、事業化計画、財政状況と今後の見通し、料金のしくみ、改定率などについて慎重に調査、審議した。その結果、水道事業が与える市民生活、経済活動への影響等を十分に考慮した上で、次のとおり意見が集約されたので答申する。

次に、2ページをご覧ください。

「第 1 答申事項」でございます。

#### 1 料金改定

水需要の動向、施設の状況及び水道事業の経営状況から判断すると、水道料金の値上げはやむを得ない。

#### 2 料金改定率

料金算定期間を平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とする。

料金改定率を平均 20.84%とする。

#### 3 料金改定の時期

現在の経営状況から判断すると、早急に料金改定を行う必要があるが、市民周知の期間の確保や水道料金徴収システムの改修にかかる期間等を考慮し、平成 29 年 1 月とする。

ここで、ただ今の料金改定の時期について、追加で説明をさせ

ていただきます。

改定時期については、昨年 10 月 2 日に開催した第 4 回水道料金審議会の「財政計画の策定」という議題の中で、「平成 29 年 1 月の料金改定を想定する」と説明させていただきました。

改定時期は、市民生活に直接影響を及ぼす重要な部分でございますので、答申事項として記載する必要があると考えております。そこで、今回ご提示させていただきました、平成 29 年 1 月という時期について、最終の確認をお願いしたいと存じます。

続きまして、「4 料金体系」から再度読み上げさせていただきます。

#### 4 料金体系

##### (1)基本料金

水需要の増減に収入が影響されにくい料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を高める。

基本料金に付与する水量を 2 か月 20 m<sup>3</sup>から 16 m<sup>3</sup>に引き下げる。

##### (2)従量料金

負担の公平性と安定的な料金収入確保の観点から、大口使用者に負担が偏っている従量料金の逡増度を緩和する。

##### (3)用途別料金体系

将来の口径別料金体系への移行も見据え、家庭用と事業用の単価差を縮小する。

続いて、3 ページをご覧ください。

#### 5 水道料金表（案）

水道料金表案については、次のとおりとする。

ここで改定後の水道料金表を掲載しております。表の中央には、前回の審議会において決定された、平均改定率を 20.84%とする場合の料金表、表の右側には、比較のために現行の料金表を記載しております。

続いて、4 ページをご覧ください。

「第 2 審議経過」でございます。

- ・水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」（地方公営企業法第 21 条第 2 項）とされている。
- ・水道料金の改定について検討するため、「1 財政計画の策定」「2 料金水準の算定」「3 料金体系の設定」の順に審議を行った。

#### 1 財政計画の策定

料金算定期間を設定し、水需要などの見込みを立て、その前提条件に基づく水道事業の経営計画を策定した。

将来の収支の見込み（財政計画）を立てた。

(1) 料金算定期間の設定

水道料金の安定性、期間的負担の公平などの要素を考慮し、料金算定期間は平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間とする。

(2) 需給計画の策定

過去の実績等から、収支の見込みの前提になる水需要等を推計した。

(3) 経営計画の策定

水道事業の現状と課題を整理した上で、水道事業の経営の計画として、水道施設の耐震化や更新といった事業化計画の妥当性を確認し、その財源を設定する資金計画について検討した。

ア 水道事業の現状と課題

(ア) 水道施設の更新・耐震化の状況

- ・小田原市の水道施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、経年劣化が進んでいる。
- ・水道管の破損による断水や道路の陥没、施設の破損による給水の停止など、市民生活や経済活動に大きな支障を来す恐れがある。
- ・平成 23 年に発生した東日本大震災では、広範囲に甚大な被害を及ぼした。今後も大規模地震が複数想定され、地震発生時の応急給水拠点となる浄水・配水施設や、管路の耐震化を早期に図ることが求められる。
- ・29 箇所の施設のうち耐震基準に適合する施設は 5 箇所にとどまる。管路については、口径 75 ミリメートル以上の水道管 607 キロメートルのうち、国の耐震基準を満たす管路は、174.8 キロメートルあり、耐震化率は 28.8% である。
- ・施設、管路とも耐震化が進んでいるとは言い難い状況である。

(イ) 水需要の減少

- ・人口減少、生活様式の変化、節水意識の向上等により、家庭用の水需要が減少している。
- ・長引く経済の低迷から、企業はコスト削減に努め、事業用の水需要も減少傾向にある。
- ・水需要の減少に伴い、料金収入も年々減少しており、料金回収率は 100% を下回っている。これは、水道水を供給するための費用が水道料金で賄えていない状況を表している。

(ウ) 企業債による負担

- ・設備投資にかかる財源を確保し、世代間負担の公平性を図る観点から、企業債を活用してきた。
- ・料金収入が減少する状況下では、企業債残高が横ばいだとしても、将来世代の負担が相対的に重くなる。
- ・過去には、公的資金補償金免除繰上償還の制度を活用し、高

利債を繰上償還して残高を削減した。

・県内の水道事業体では、小田原市は企業債残高の割合が高い。

(イ) 内部留保資金残高の減少

・過去 10 年間、20 億円前後の資金を確保してきたが、耐震化や更新を進めた結果、16 億 7 千万円まで減少した。

・今後はさらに資金が減少することが見込まれ、不測の事態に対応するため、一定額程度の資金確保が必要である。

(オ) 経営の効率化

・これまで業務委託による人員削減などで経費削減を図ってきた結果、職員数は、ピーク時の半数以下まで減少した。

(カ) 収納率の向上

・未収金の回収に努め、収納率は 99.90% と高い水準になっている。

イ 経営計画

(ア) 事業化計画

・今後の耐震化や更新は、水道ビジョン改定時に策定した事業化計画に基づき、計画的に行う。

・平成 46 年度までの耐震化率は、浄水施設が 57.0%、配水池が 87.0%、管路が 37.1% という数値目標を掲げ、事業費は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間で約 151 億円、その後の 10 年間で約 150 億円が見込まれている。

・大規模地震に備え、重要なライフラインである水道の安全性が求められており、この事業化計画は妥当なものと評価した。

(イ) 資金計画

・企業債発行の抑制によって企業債残高の縮減を図り、財政的に安定した水道事業の運営を行うことが必要である。

・資金計画における企業債借入額の設定にあたり、過去 5 年間で残高が約 10.7 億円減少しており、繰上償還の影響を除いても約 3.1 億円減少していること等を考慮する。

(4) 財政目標の設定

料金算定期間において最低限確保すべき財政目標を次の 3 点とした。

ア 単年度黒字の維持

収益的収支で単年度黒字を維持する。

イ 内部留保資金残高の確保

不慮の事故や災害等が発生した場合に備える費用約 3 億円、事業収入の有無にかかわらず支出しなければならない企業債の支払利息約 2 億円、元金償還金約 7 億円など、約 12 億円を最低限確保する。

ウ 企業債残高の縮減

企業債借入額を元金償還額の範囲内に抑制し、企業債残高を

減少させる。

#### (5) 財政収支の見積り

需給計画を前提として、経営計画を実行する場合の収支の見込みを立てる。

収支の各科目については、過去の実績等から適切な条件を設定した。

#### 2 料金水準の算定

- ・財政収支の見積りが均衡していれば、現状の料金水準は妥当であり、均衡を欠いていれば、料金水準の見直しを検討する必要がある。
- ・財政収支見積りの条件設定や財政シミュレーションの結果を検討し、料金水準を算定した。

#### (1) 財政シミュレーション結果

##### ア 現行料金の場合

- ・平成 28 年度及び平成 30 年度以降に収益的収支が赤字となる。
- ・平成 31 年度以降には内部留保資金もマイナスとなる。
- ・財政目標を達成できないことから、料金改定を検討する必要がある。

##### イ 料金改定を実施した場合

- ・平均 20.84%の料金改定を実施すれば、財政目標を達成した上で、事業化計画の実現が可能となる。
- ・料金回収率は平成 33 年度に 93.74%となり、「原価割れ」の状態について、一定の改善が図られる。
- ・この改定率をもって料金改定を実施することが適当である。

#### (2) 料金改定の時期

- ・財政シミュレーションの結果から判断すると、早急に料金改定を実施することが望まれるが、市民周知や水道料金徴収システムの改修にかかる期間等を考慮し、改定時期は平成 29 年 1 月が適当である。

#### 3 料金体系の設定

- ・料金収入の総額を、どのような配分で使用者に賦課するかという方法である、料金体系について検討した。
- ・料金体系は、受益者負担の原則から公正な費用負担を求めるものであり、また、安定収入を確保できるものでなければならない。

#### (1) 料金体系の現状

- ・小田原市では用途別料金体系を採用し、基本料金と従量料金からなる二部料金制である。
- ・基本料金と従量料金の割り振りは、固定的経費を全て基本料金とするのが最も安定的な料金体系であるが、固定的経費が約 9

割を占めており、基本料金が著しく高額となることから、基本料金の低廉化を図っている。

- ・基本料金内に一定水量を付与し、この水量内であれば定額料金となる。これは、公衆衛生の向上を目的に導入されたが、水道の普及に伴いその目的はほぼ達成されている。
- ・従量料金は、使用水量が増えると単価が高くなる逡増型で、これは、水需要が増加していた高度経済成長期に、水需要を抑制し、また生活用水の低廉化を図るために採用された。

## (2) 料金体系の課題

### ア 基本料金

- ・今後も料金収入は減少を続けることが見込まれるが、使用水量の減少は直接固定的経費の減少につながらないため、基本料金の割合が低い現行の料金体系では、必要な固定的経費を賄うことができなくなる。
- ・世帯人員の減少などにより、基本料金に付与している水量以内の小口使用者が増加傾向にあるが、この水量内では、節水の効果が料金に反映されないなど、基本料金に付与している水量のあり方が課題となっている。

### イ 従量料金

- ・水需要が減少し、施設整備が「拡張」から「維持管理」に転じている中で、拡張事業に伴う費用負担の多くを大口使用者に求める根拠が小さくなりつつある。
- ・大口使用者の水利用の合理化等により単価の高い区分の使用水量が減少しており、逡増度の高い料金体系は安定経営の面から課題となっている。

### ウ 用途別料金体系

- ・生活用水に対して低廉な料金を設定する一方、負担能力の高い用途に対して高い料金を設定する用途別料金体系は、負担の公平性の観点から課題がある。

## (3) 見直しの方向性

料金体系の現状と課題を踏まえ、次のとおり見直しの方向性を定めた。

### ア 基本料金

- ・水需要の増減に収入が影響されにくい料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を徐々に高める。
- ・基本料金に付与する水量を、下水道使用料や県内の水道事業体の状況を参考に、2か月20<sup>m</sup>から16<sup>m</sup>に引き下げる。

### イ 従量料金

- ・負担の公平性を図る観点から、小口使用者にもコストに見合った負担を求める。
- ・安定した料金収入を確保するため、従量料金の逡増度を徐々

に緩和する。

#### ウ 用途別料金体系

- ・将来的には個々の給水原価を反映した客観的公平性が確保できる口径別料金体系の導入が望ましい。
- ・料金水準の大幅な見直しに併せて、料金体系も変更することは、使用者に混乱を招きかねないため、用途別料金体系を維持することはやむを得ない。
- ・将来の口径別料金体系への移行も見据え、家庭用と事業用の単価差を縮小する。

次に、10ページをご覧ください。

「第3 付帯意見」でございます。

#### 1 料金改定の市民周知

- ・水道料金のしくみ、財政状況、事業化計画などについて積極的に広報活動を行い、水道料金の値上げについて市民の理解が得られるよう説明責任を果たすこと。

#### 2 料金体系の見直し

- ・負担の公平化や収入の安定化が図られるように、継続的に料金体系を研究し、対応していくこと。
- ・口径別料金体系について、その有効性について検討すること。

#### 3 水道料金の定期的な見直し

- ・長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながることから、今後は、5年を目処に、経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえた上で、適正な料金の見直しを行うこと。

#### 4 水道施設の耐震化、更新事業の計画的な実施

- ・水道施設の破損による断水は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、施設の耐震化事業や老朽管の更新事業を早急かつ計画的に行うこと。

#### 5 経営の健全化

- ・企業の撤退や水道離れが懸念される中で、今後もさらなる経営の合理化、効率化など、一層の経営の健全化に努めること。
- ・将来の包括委託等の導入も視野に入れつつ、従来の委託範囲の拡大など、民間活力の導入について、引き続き検討すること。ただし、健全な水道事業を持続するための長期的な視点を踏まえた適正な人材の確保に努めること。

#### 6 広報の充実

- ・水道事業の現状や課題について、広報誌、ケーブルテレビ、インターネットなどを活用し、市民に理解を得られるような取り組みを進めること。
- ・水道水の安全性、低廉性、重要性等をPRすること。
- ・水道料金は、下水道使用料と併せて2か月分を徴収しているこ

とから、負担感が大きくなりかねないため、料金徴収のしくみを分かりやすく周知すること。

#### 7 水道料金収入の増加に向けた取り組み

- ・市の魅力を高めることによる人口増加策や企業誘致策など、水需要の増加につながる施策を推進すること。

最後に 12 ページには、審議経過をまとめた表と、委員名簿を記載しております。

以上で、答申書案についての説明を終わります。

茂庭会長

ご苦労さまでした。答申書の案を読み上げていただきました。最終的には文章に修正していくということですが、要点はここに書いてありますので、全体を通して修正点等ありましたらご意見をお願いします。

まず、「はじめに」のところでご意見はありますか。基本的には、今までの小田原市の水道の歴史と料金の状況と、特に重要なのが、しばらく値上げをしていなかったということです。

特にご意見もないようなので、この骨子を基に文章化をお願いいたします。

次に、2 ページ目、3 ページ目の答申事項ですが、これは料金の改定の理由、改定率、改定の時期等があります、それから料金体系のことが書かれています。この中でまだ十分な審議がなされていない事項として、改定時期を平成 29 年 1 月とする、ということがあります。まだ、不透明な部分もありますが、消費税の改定が平成 29 年 4 月に予定されているということで、それより先行した方がよいだろうということで、1 月ということで議論していきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

議会等の手続きはこれで間に合うのですか。

営業課長

手続き的には間に合います。

向山副会長

改定の時期ですが、今まであまり詳しく話をしなかったですが、これから答申して議会を通してということになると、6 月位の議会になるかと思えますので、来年の 1 月まで半年ありますから、その間に料金徴収システムの改修と市民の皆さんに周知するというスケジュールなので妥当な線かなと思えます。

営業課長

議会には、6 月に審議会の答申について報告いたしますが、条例改正の上程は今のところ 9 月を予定しています。

向山副会長

分かりました。

茂庭会長

市民周知は9月の議会後になりますか。

営業課長

審議会から答申をいただいたら、まずその内容を市民の皆様に周知させていただきたいと考えております。

茂庭会長

周知期間として半年は確保できるわけですね。

営業課長

9月に議決をいただきましたら、その内容についても周知をするということを考えております。

茂庭会長

2段階で周知するというところでよろしいですか。

営業課長

はい、そうです。

茂庭会長

他にご意見もないようですので、答申事項については、これを基にして文章化をお願いいたします。

続きまして、4ページから9ページの審議経過について、ご意見をお伺いしたいと思います。

私が少し気になったのは、4ページの「平成23年度に発生した東日本大震災では、広範囲に甚大な影響を及ぼした。」の部分で小田原が甚大な被害を受けたような印象を受けるので、被災地のことを記載しているのだとは思いますが、小田原のことではないということに記載していただきたいを思います。

営業課長

本市も被害はありましたが、甚大な被害というのはなかったので、表現を工夫させていただきます。

川辺委員

これから文章化されるということなので、そこで推敲されると思いますが、4ページの上から3行目、「できるものでなければならぬ」の後に句読点「。」を入れるべきです。

それと「期間は平成29年度から平成33年度の5年間とする」の部分で、このような文章は「から」から「まで」とするのが基本だと思いますので、「平成29年度から平成33年度までの5年間とする。」が正しい表現となります。

それと5ページで「29箇所の施設」と書いてありますが、算用数字から始めるべきではありません。ですから、「現在ある29箇所」という言い方になるかと思います。

あとは、7ページの真ん中位の、「料金体系の設定」ですが、これは「料金収入総額を、どのような配分で使用者に賦課するか」ということよりも、「受益者に負担してもらう」という言い方がマイルドではないかと思います。

営業課長	どうもありがとうございました、ご指摘の点は調整させていただきたいと思います。
茂庭会長	需要者をどう呼んでいますか。
向山副会長	東京都は使用者か、柔らかい言葉だと、お客様です。
茂庭会長	利用者というのはいないですか。
向山副会長	利用者ではなく、使用者という言い方です。どのような言い方にして全体的に統一して使った方がよいと思います。
川辺委員	5 ページの 1 行目「29 箇所の施設」というところで、全体的に水道施設という言葉が 3 回か 4 回出てきます。水道施設といった場合は、浄水施設と配水池と水道管路、送水管、配水管をあわせて水道施設というのとは分かりますが、ここで施設と出てきますと、全体的に用語の統一が図れないということで、「現在ある 29 箇所の浄水施設等のうち」というような表現で、29 箇所と特定しているだけに「等」を付けて、全部羅列する必要はないと思いますが、管路は入ってない。文書の中で用語は統一して使った方がよいと思います。
茂庭会長	水道管というのは、一般用語ですが、配水管を指しているのですか、それとも送水管を指しているのですか。
向山副会長	口径 75 ミリメートル以上ですから、送配水管でしょう。
水道局長	607 キロメートルは導水管、送水管、配水管です。
茂庭会長	水道管というのは、一般用語なのであまり使わないと思う。
水道局長	分かりました。
茂庭会長	続いて、8 ページの「イ 従量料金」の 5 行目「逡増度の高い料金体系」を「逡増度の高い現行の料金体系」としてもらいたい。
営業課長	分かりました。 先ほどの管路のところの記載はいかがいたしますか。
茂庭会長	導送配水管というのは長いので、管路とすればよいと思う。
営業課長	5 ページの 2 行目は「管路については、口径 75 ミリメートル以

上 607 キロメートルのうち」という表現でよろしいでしょうか。

茂庭会長

少し不足しているということであれば、「主要な管路については」というのを入れればよい。

営業課長

再度の確認ですが、5 ページの 2 行目のところは、「口径 75 ミリメートル以上の主要な管路 607 キロメートルのうち、」という表現でよろしいでしょうか。

茂庭会長

結構です。

営業課長

先ほどの 7 ページのところですが、料金体系のところで、「使用者」を「受益者」でどうか、また、「賦課」を「負担」に、というご指摘がありました。が、「使用者」というのは一般的に使わせてもらっているの、「使用者にご負担いただく」という表現でよろしいですか。

川辺委員

賦課という表現は、上から目線なのでいかなものかと思ったところです。

営業課長

分かりました。

向山副会長

9 ページの「ウ 用途別料金体系」の初めのところで、「将来的には給水原価を反映した客観的公平性が確保できる口径別料金体系」とあり、口径別料金体系が客観的に公平性を確保できるかという理論的な話ですが、必ずしもそういうことではありません。公平という点では、かかったコストを皆さんでそのまま負担してくださいというのが公平という意味なので、口径別にしても、使用水量の少ない方には、少ない料金にするというのが普通です。従って、口径別にすると客観性が確保できるということには直接には結びつかないということなので、書き方としては少し言いすぎかなという印象があります。そういう意味で口径別料金体系がよいというのは、口径という客観的な基準で給水原価を反映できるというのが口径別料金体系のメリットなので、表現としては、「客観的な基準で給水原価を反映できる口径別料金体系の導入が望ましい」というような書きの方がよいと思います。

営業課長

もう一度確認させていただけますか。

向山副会長

「将来的には客観的な基準で個々の給水原価を反映できる口径別料金体系の導入が望ましい。」という文章でよいかと思います。

営業課長	ではそのように修正させていただきます。
川口委員	今の「口径別料金体系」という言葉が、一般の人に理解できるかというが気になりますが、いかがですか。
向山副会長	用途別と口径別ということを、比べて説明するところなのですが、一般の方が口径別といわれて分かるかということ、何か説明を足さないと分かりにくいと思われます。 今は用途別ですが、将来的には口径別にしていくという議論の経過としては、全体的なこういう話は入れた方がよいと思うので、用途別料金体系と口径別料金体系とはこういうものです、という用語解説を入れていただいた方がよいと思います。
畠山委員	7ページの「(1)イ 料金改定を実施した場合」の中の「料金回収率」のところですが、「料金回収率は平成 33 年度に 93.74%となり、原価割れの状態について、一定の改善が図られる。」と書いてあります。それに対して5ページには、「料金回収率は 100%を下回っている。」と書いてありますが、原価割れとはどのようなことなのでしょう。93.74%という数値は、良くなるけれども、それでも原価割れの状態が改善されたという理解をするものなのですか。そうしましたら、100%を下回っているというのは、93.74%よりもっと下だということですか。
茂庭会長	そうです。
畠山委員	そうすると、100%より下回っているというと、93.74%より上というイメージを持ってしまうのですが、いかがでしょうか。
茂庭会長	今の箇所の記載は、数値を記載した方がよい。何年度で料金回収率は何%で何%を大幅に下回っている、というような書き方です。
畠山委員	そうですね、その方が分かりやすい気がします。
向山副会長	料金回収率という言葉自体、一般的にわかりにくいので、場合によっては用語解説をつけてもらったほうがよいのかもしれない。水をつくる原価を分母に、料金でいただく1立法メートル当たりの単価を分子で計算して、100%を超えていけば原価割れしていない。今はつくる原価の方が高くて売る単価の方が安いという状態が続いているので、今回の改定は、非常に悪い状態から少し良くなるという流れになります。

畠山委員

そうであるならば、「100%を下回っている」という書き方では、良くなったのか悪くなったのかがはっきりしない気がします。

営業課長

ご指摘のとおりだと思います。5ページの「100%を下回っている」のところに、前回の財政シミュレーションで見ていただいたように、平成26年度末で89.83%になりますので、それが7ページのところで93.74%まで改善されるという表現にさせていただきます。なお、ただ今の回収率は、5年間の算定期間の初年度には100%を超えていて、最終年度の平成33年度には93.74%になるという経過になりますが、答申としては平成26年度と比較して33年度はここまでになりますということにさせていただきたいと思います。財政シミュレーション上、途中で100%を超える率というのを出てくるのですが、そのような意味合いで表記させていただきます。

茂庭会長

この7ページの書き方の問題かもしれない。原価割れを否定してしまうことになるので、平成33年度で93.74%となり、原価割れの状態は続いているけれども一定の改善はみられるというニュアンスが入ればよいのではないか。

それでは、「審議経過」については以上とし、次の「付帯意見」に移ります。「付帯意見」については、いかがですか。

田淵委員

5番目の「経営の健全化」について、6ページの財政目標の設定では、内部留保資金残高の確保として災害時のための3億円とあります。何かあったときの備えとしての最低ラインは3億円かもしれませんが、それが妥当なのかどうかわかりません。今後の経営状態によっては、内部留保資金を少しでも増やして備えをするという内容も添えていただければと思います。4番目の耐震化も並行してやらなければいけないので財政的には大変ですが、そういったことも入れていただきたいと思います。

営業課長

以前もそのようなお話がありましたが、算定期間の5年間については、この12億円という内部留保資金の基準の中でやらせていただきたいと思いますと考えております。ただし、田淵委員からお話があったように、これだけあれば十分かどうかは、決してわからないところもあるので、将来的には蓄えられるときには少しでも蓄えて、何かの折に使える状態にしておくというのは必要なことだと思います。これも田淵委員が言われたとおり、耐震化や老朽管の更新もやりながら、なおかつ一定の金額を保つということは非常に難しいところではありますが、付帯意見としてはどのような表現がよろしいでしょうか。

畠山委員

前回の審議会が終わった直後、NHKのテレビニュースで北海道の美幌市が33年振りで水道料金を30%アップしたという報道がありました。あちらでもこちらでもやっているなと思い、小田原だけではないと意を強くしました。

私が付帯意見に追加することとして考えてきたことをお伝えします。水道料金に税金を使ってはならず、水道事業は全て私たちが支払う水道料金によって賄われているということをこの審議会の委員をさせていただくことで初めて知りました。ということは、上手に使わないとエンドレスに水道料金が上がり続けてしまう可能性も考えられるということです。

そこで、私たち市民もできる努力をしていきましょうよ、皆さん、というような付帯意見の言い方ができないかなと思っています。

例えば、メインを酒匂川の表流水に頼っていますが、そこが汚れていたら余計な費用がかかるわけで、市民ができることとして川の汚染を止めるような活動を積極的に行う、また、各家庭においても台所で油を流さない、お風呂場に髪の毛を流さない工夫をする等の取り組みが考えられます。できるだけ市民も努力していきましょうということをお伝えできるとよいと思います。

茂庭会長

非常に重要なことです。わかりやすい例として、東京都と横浜市では、一緒に水源林を確保して安定的に水が流れていくような取り組みをしています。基本的には、水道は水源林を所有していないので手入れをする権限がない。仕方がないので、東京都や横浜市は水源林を買い取って自前で木の手入れをしている。手入れをしないと保水力がなくなる。草を刈り、枝を落としてきちんと管理することで、初めて安定した川の流れが、またきれいな水がくれるわけです。それを水道料金の中でやるのは難しいので、いろいろ工夫してボランティア活動をお願いしたりとかします。小田原市は例外かもしれないが、水道料金のお半は水源開発費です。造ったダム費用負担とかで非常に高いお金を払わされています。ここに来て水が余り出しています。先行投資してダムを造るには50年くらいかかります。

水源の水質保全と水量の保全は非常に重要な問題で、この料金審議会ですこまで議論するかどうかは別ですが、盛り込むとすれば、6項目目に「広報の充実」があります。ここで水源の大切さもPRするのを入れてはどうか。これは水道事業だけでできる話ではなく、市も市民も協力しないとできない話です。7項目目に水需要の増加につながる施策について書かれているのと同様に、水が汚れば処理費がかかるわけですから、水源の保全をもっとPRしてくださいと書いた方がよいと思う。酒匂川は上流の地層が弱く、大雨が降ると崩れやすい。そうするとしばらく濁水が続いて薬品費が非常に高

	<p>くなったりします。小田原市は年間の薬品費の変動は大きいのではないかと。</p>
水質管理課長	<p>特に平成 23 年の台風のときには、1 か月とかの長期にわたりました。なおかつ支流の護岸の崩壊等があるので長引く、全体的に川が環境が影響してきます。</p>
茂庭会長	<p>崩れるのはしょっちゅうで、特に丹沢湖の上流は崩れやすい地層です。震生湖は関東大震災で川が堰き止められてできた湖である。非常に土砂崩れが起きやすい地層ですが、山を抱えているので良い地下水が出るが、小田原市がそこに直接手を出すというわけにはいかない。</p>
向山副会長	<p>「6 広報の充実」の二つ目に水道水の安全性と重要性等を PR することという項目があるので、この辺に水質の確保とか、市民の皆さんにも協力していただく働きかけみたいなことを入れるのもよいかなと思います。</p>
茂庭会長	<p>広報の重要な柱で工夫が必要です。小田原市ではイメージキャラクターをつくったりしていないですか。</p>
営業課長	<p>昔はありましたが、最近はありません。</p>
茂庭会長	<p>横浜はカエルでしたね。</p>
向山副会長	<p>東京都は水滴そのものです。</p>
茂庭会長	<p>小学生の社会科の授業で5月から6月に水道施設や下水道施設を見学します。そのときに下敷きで水源保全の大切さをPRしたもののとか、イメージキャラクターのおもちゃを配ったりしてPRしている。意外とそういう広報活動は大事です。</p>
営業課長	<p>ここの浄水場の施設見学では、小学生や一般の方も相当来ていただいて、水ができるまでを勉強していただけるようにしています。</p>
茂庭会長	<p>それでは、広報の充実のところをお願いします。</p>
営業課長	<p>二つ目のところでふくらますようなことでよろしいでしょうか。</p>
茂庭会長	<p>先ほどの田淵委員からのご意見も文章的にひと工夫できますか。</p>

向山副会長

5の「経営の健全化」の一つ目で「さらなる経営の合理化、効率化」とありますので、そこに必要な資金の確保にも努めるというような言葉を足していただくと、そういうニュアンスが出せると思う。

あと、気づいた点ですが、2の「料金体系の見直し」と3の「水道料金の定期的な見直し」は似たようなニュアンスになっています。2の方は体系の見直しですので、用途別から口径別にするとか、逓増度を下げるとか、基本水量をどうするとかの話だと思えます。それと水道料金を定期的に見直しするというのも大事な話ですので、それぞれ項目立てをしてよいと思いますが、2のところは具体的に書いていないので、逓増度や基本水量とかも今後見直しをしていく必要があるということも書き足していただいて、その辺の区別がはっきりわかるように丁寧に説明していただくほうがよいと思います。

それと「5 経営の健全化」の二つ目のところですが、前段が包括委託と民活活力の導入ということで職員を合理化して人を減らすという話の流れだと思えますが、後段が「ただし」という接続詞でつながっていて、人材の確保に努めることというのが、一見矛盾するような書きぶりになっています。この「適正な人材の確保」は、水道経営における非常に大きなテーマであります。前段の委託範囲の拡大などの民間活力の導入も重要なテーマですので、一つの文章にしないで、項目出しをしていただくとよいと思います。おだわら水道ビジョンを見ますと、51 ページに「適正な人材の確保」が施策の一つの柱としてありますので、一つ項目を足してもよいくらいだと思えます。

茂庭会長

「経営の健全化」の中で「人材の確保」というのは違和感がありますので、項目を一つ増やしたらいかがか。

営業課長

副会長、具体的な文章はありますか。

向山副会長

水道ビジョンがあるので、この文章をそのまま書き写してしまってもよいくらいですが、51 ページの「(1)適正な人材確保」のところで、「世代交代が進んでいく中で健全な水道事業を持続するために適正な人材確保に努める」ということを入れて別項目にさせていただければよいと思います。その中で(2)の技術継承みたいな話も織りこんでいただくとよいと思います。

茂庭会長

適正な人材の確保というのは必ずしも市の職員を指しているわけでもなく、適正な委託先を選定することも含めた話ですから。

営業課長

それでは、水道ビジョンをベースにさせていただきます。

向山副会長

これをベースに必要な言葉をピックアップしていただくような感じでよいと思います。

茂庭会長

これはどこの事業体でも悩みの話です。

それでは、付帯意見につきまして意見が出尽くしたようですので、今出た意見を勘案して文章化をお願いしたいと思います。

12ページの「審議経過」と「委員名簿」はよろしいですね。

それでは、答申書(案)について、一通りの検討を行いました。この検討の結果を踏まえ、事務局で文章にして答申書の形にしていきたいと思います。

次回、第8回は最後の審議会になりますが、それまでの間にどのような作業をするのか、また、第8回はどのように進めるのか、事務局から今後の予定を説明してください。

営業課副課長

本日は、答申書(案)についてのご審議ありがとうございました。事務局から今後の予定について、ご説明させていただきます。

ただ今、会長からもありましたが、本日、皆様からいただいたご意見を反映し、最終である第8回に向けて事務局にて調整させていただきます。調整の結果については、皆様に確認をいただきながら完成形にしていきたいと思いますが、その際の確認方法として郵便でやりとりをさせていただきたいと考えております。つきましては、4月中旬から下旬にかけて、答申書(案)を郵送させていただきますので、修正、ご意見等がありましたらいただきたいと思います。郵便でのやりとりは、なるべく一度で済ませるようにしたいと思いますが、場合によっては、複数回あるかもしれないことをご理解ください。お手数をおかけしてしまい誠に恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

そして次回、第8回の審議会までに、ただ今お願いいたしました、郵便による皆様からの修正のご指示、ご意見について会長との調整をさせていただき、答申の最終案を作成いたします。そして第8回審議会では、この最終の答申書(案)をご確認いただくことを予定しています。

最後に、第8回審議会の日程でございますが、第8回審議会終了後、市長及び副市長に答申書を提出いたしますので、大変恐縮ですが、会長、副会長とも相談の上、日程を決めさせていただきました。日程は5月27日(金)午後3時30分から、場所は水道局ではなく市役所にて開催させていただきます。なお、開催通知につきましては、改めてお送りさせていただきます。

茂庭会長

本日の議題は、答申書の案について議論をさせていただきましたが、その他として皆様から何かありますか。

向山副会長

ただ今、答申書のまとめ方について説明がありました。郵送で意見をお出しするのは構わないのですが、複数回は大変だと思います。皆さんがよろしければ、1回は皆さんに確認していただいて、それを事務局でとりまとめ、何か齟齬が出るような問題があれば会長一任という形にしていいただいてもよいと思います。

茂庭会長

ただ今、副会長からご提案がございましたが、皆さんよろしいでしょうか。

(全員了承)

茂庭会長

それでは、私の方で最終的に見させていただいて答申書の案とさせていただきます。次回、一部なら修正ができないこともないですね。

営業課長

はい。

茂庭会長

その他、事務局から何かありますか。

営業課副課長

ただ今の答申書の案の確認につきましてはよろしく申し上げます。また、本日の会議録につきましても作成次第、郵送いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

茂庭会長

以上をもちまして、第7回小田原市水道料金審議会は終了といたします。

第7回 小田原市水道料金審議会 次第

日 時 平成28年3月29日(火)  
午後3時から  
場 所 水道局 第2・3会議室

【議題】

1 答申書(案)について

2 その他